

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	町内生産品取扱店の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町地販地消・地産外商に関する規則第 10 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町地販地消・地産外商に関する規則第 10 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町地販地消・地産外商に関する規則 （町内生産品取扱店） 第 10 条 町長は、町内生産品等を継続して取り扱いや販売している個人、団体又は事業所（以下「店舗等」という。）に対し、秋田県美郷町町内生産品取扱店（以下「取扱店」という。）として認定し、認定証を交付することができる。 2 条例の目的に賛同し、取扱店の認定を受けたい店舗等は、認定申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し町長へ申請するものとする。 3 町長は、申請書の内容を審査し町内生産品等が継続して取り扱いや販売していると認められる場合、申請のあった店舗等を秋田県美郷町町内生産品取扱認定店（以下「認定店」という。）として認定登録するとともに、認定証（様式第 2 号）を交付する。
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 5 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日